

農地取得の注意事項

【農地付き空き家もしくは空き家と一緒に農地を取得する場合】

農地を取得する際もしくは借りて耕作する際には農業委員会の許可を得る必要があります。

農地の貸借、売買をご検討されている場合は一度、農業委員会事務局へご相談ください。
相談内容をもとに申請書類をお渡しします。

【農地を取得するためには】

農地を取得するもしくは借りて耕作するためには、申請書類等を準備していただきます。
申請書類をもとに、農業委員会の総会で審議されます。

【農業委員会の許可取得後について】

○売買の場合

- ・名義変更が可能になります。

ご自分か司法書士に依頼し、ご自身の名義へ所有権移転登記をしてください。

○賃貸借の場合

- ・指定日から、耕作できるようになります。

小作料は、指定日までに所有者へお支払いください。

【農地取得後の管理について】

申請内容に基づき、適正な管理をお願いいたします。

耕作放棄等は、周りの耕作者の迷惑になります。

万が一、農地を取得した後に諸事情で管理できなくなった場合は、農業委員会へご相談ください。

お問合せ

津南町農業委員会事務局（津南町役場 1 階農林振興課内）

担当：藤原

電話番号：025-765-5583